

令和 5 年第 3 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 27 日（月）午後 1 時 35 分から 3 時 15 分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（11人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	3 番	大久保暢夫
	4 番	川島 一義
	5 番	千光士伊勢男
	6 番	野村 勉
	7 番	樋口 なぎさ
	8 番	西岡 秀輝
	9 番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員（3人）

2 番	野町 亜理
11番	面岡 大作
12番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 届出について
議案第 2 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項許可申請について
議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画

決定について

- 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画（一括方式）決定について
- 報告第 7 号 農地中間管理事業法第 18 条第 7 項の農用地利用配分計画について
- 議案第 8 号 農地法改正に伴う下限面積に代わる別段の面積の告示の廃止について
- 議案第 9 号 安芸市農業委員会の所管に係る安芸市個人情報保護条例施行規程の廃止について
- 議案第 10 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議 長

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長

本日の出席状況の報告です。

定数14人、欠席3人、出席数は11人であります。

欠席の2番野町委員、11番西岡大作委員、12番山内委員からは所用のため、欠席の届出がっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

2月28日に、安芸市担い手支援協議会が開催され、北村次長が参加しました。

以上、事務の概要報告を終わります

議 長

本日の定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は、本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に栗山浩和委員及び川島一義委員を指名いたします。

それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

議案書は、1 ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。
今回は7件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の2筆で、面積は全部で825㎡です。

遺産分割により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の29筆で、面積は全部で8,151㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり栃ノ木の1筆で、面積は全部で16㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり入河内の68筆で、面積は全部で25,392㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口、尾川の14筆で、面積は全部で5,195㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の4筆で、面積は全部で1,627㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号7番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は全部で1,495㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第1号について」、質問、意見がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は、10ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり栃ノ木の4筆で、登記地目は畑で、面積は268㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付を予定しております。

所在地につきましては、11ページに地図がございます。

栃ノ木・東地集落にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培しています。今回の申請地は、ユズを作付する予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定

者、年間360日が1名、300日が1名、200日が1名おります。
このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が6,919㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、3月10日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番と3番については、安芸市がサポートハウスを新設するため、所有者が異なる隣り合った土地について取得しようとするものですので、合わせて説明させていただきます。

申請番号2番と3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり、僧津の2筆で、登記地目は田で、面積は1,121㎡と、1,051㎡です。

売買による所有権移転の申請で、新たなサポートハウスを整備の予定をしております。

所在地につきましては、11ページに地図がございます。

市営福井ケ内団地の北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は地方公共団体で、かつ市営サポートハウスを整備し、自立就農を目指す新規就農者を支援するため貸し付けるという公共用に供するもので、農地法第3条第2項第1号のただし書に該当するため、適用されません。

次に、農地所有適格法人要件につきましても、譲受人は地方公共団体で、かつ公共用に供するもので、農地法第3条第

2 項第 1 号のただし書に該当するため、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件及び下限面積要件につきましても、譲受人は地方公共団体で、かつ公共用に供するもので、農地法第 3 条第 2 項第 1 号のただし書に該当するため、適用ありません。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には市営サポートハウスを整備し、自立就農を目指す新規就農者を支援するため貸し付ける予定で、栽培にあたっては、環境保全型農業を实践させるため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、3 月 13 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号 1 番は小松豊喜委員、申請番号 2 番と 3 番は福本隆憲委員、お願いします。

14 番小松豊喜委員 申請番号 1 番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

10 番福本委員 2 番です。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

14 番小松豊喜委員 ちょっと教えてください。

この 2 番と 3 番は、土地代だけ。

事務局長 実勢価格から言うと、乖離があると思われるかもしれませんが、公共用の用地を買収すると、鑑定評価を取った上でということになりますので。

事務局（北村） 普通の取引では、こんな金額では取引はされていないと思います。

（質問、意見等なし）

議長 他にないようですので、採決をいたします。

「議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 「議案第3号の4条申請について」説明いたします。

今回は、1件申請が提出されております。

議案書は、12ページをご覧ください。

申請番号1番。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は552㎡のうち13.28㎡で、転用目的は墓地及び進入路の建築です。

場所は、13ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、東赤野大橋の東側にある農地です。

現地確認については、3月13日に栗山浩和委員、大野實委員にいただきました。

次に、農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①ですが、申請理由については、現在の墓地は自宅から遠いため、高齢である申請者には墓参りや管理等が難しくなっていました。当該申請地は、高台のため日当たりも良く、自宅から近く、管理がしやすい自己所有地であるため、選定したもので。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、墓地及び進入路用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の周辺については、北側、西側及び東側は自己所有農地、南側は市道で、ちょっと段差がある形となっています。

排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。

これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響

はないと判断しました。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

事務局長
議長
13番栗山委員
議長

説明で、南側は市道と言いましたが、基幹農道になります。

現地確認委員の報告を栗山浩和委員、お願いします。

先日13日に確認してきました。先ほどの報告のとおりです。

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別になければ、採決いたします。

「議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定しました。

続きまして、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井)

「議案第4号の5条申請について」説明いたします。

今回は3件の申請が提出されております。

もう1件出ていたのですが、川北の通路の整備。こちらは、書類に不備がありましたので、保留という形となっています。

議案書は、14ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は349㎡で、転用目的は駐車場及び資材置場の建築です。

場所は、15ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は僧津で、天神坊橋の北西にある農地です。

現地確認は、3月13日に福本隆憲委員、入交大輔委員にして

いただきました。

次に、別紙の A 3 サイズの農地法第 5 条調査書をご覧ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第 1 種農地にあたると判断しています。理由は、10ヘクタール以上の集団農地であるためです。第 1 種農地は原則転用が許可できませんが、農地法施行規則第 36 条により転用許可は可能であると考えています。

続きまして、2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は建築業を営んでいますが、業務に増加により、現在の敷地では事務所・倉庫・資材置場及び駐車場として利用するには手狭となっていました。そこで、事務所の近くで駐車場及び資材置場として利用できる土地を探していたが、農地以外では適当な土地が見つからなかったため、現在の事務所の隣接地である当該申請地を選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場及び資材置場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び東側は同意のある農地、南側は譲渡人所有の農地、西側は一体利用地です。生活排水は発生せず、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。また、栃ノ木堰土地改良区から本転用について異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

次に、申請番号 2 番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は 31㎡で、転用目的は進入路の整備です。

場所は、16 ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、安芸市立土居小学校の南西にある農地です。

現地確認は、3月13日に福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただきました。

次に、別紙のA 3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現地写真で確認できますが、既に整地され進入路の一部として利用されているため、始末書が提出されております。こちらは、平成31年3月の定例会で審議いただいた件の拡張になります。当時申請した際は、個人住宅については500㎡を超えないように県から指導があったため、分筆して申請しておりましたが、今回は残地部分についての申請となります。

譲受人の現在の住宅は旗竿地という不整形地で、竿地部分は奥行き約22m、幅員約2.5mで日々の通行において歩行者の安全確保、また、救急車等の緊急車両や災害時における復旧車両の進入が難しい状態であります。他にう回路もないため、当該申請地を進入路として整備し、幅員を拡張することが必要であるため、選定したもの。既存の進入路と一体的に利用するため、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既設のため費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、こちらも、既設であり、転用は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、進入路用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、西側及び東側は宅地、南側は県道です。生活排水は発生せず、雨水は自然浸透させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

次に、申請番号 3 番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は145㎡で、転用目的は農業用倉庫及び駐車場の建築です。

場所は、17ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第 1 種農地にあたりと判断しています。理由は、事業実施地で、10ヘクタール以上の集団農地であるためです。第 1 種農地は原則転用が許可できませんが、農地法施行規則第33条第 1 項第 4 号により転用許可は可能であると考えています。

続きまして、2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、簡易なビニールシートの車庫及び敷地の一部を駐車スペースとして利用していますが、駐車スペースが不足しているうえ、車庫が居宅の居間部分のすぐ前にあるため、風通しが悪い状態です。また、車庫は痛みが目立ち、早急に立て直す必要があります。しかし、現在の敷地は手狭で、農用車や自家用車の駐車スペースや農業用資材を置く場所が十分でなく、来客用駐車場も無い状態となっています。当該申請地は、現住居に隣接しているため選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、農家住宅の農業用倉庫及び駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、南側及び東側は同意のある農地、西側は一体利用地です。生活排水は発生せず、雨水は南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については、安芸市建設課と協議済です。また、穴内西地土地改良区から本転用について異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ですが、8 年以上が経過しています。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

場所は、穴内・六丁集落の東にある農地です。

現地確認は3月14日に山内芳幸委員、長野榮徳委員にさせていただきました。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番と2番は福本隆憲委員、申請番号3番は、長野榮徳委員、お願いします。

10番福本委員

1番と2番です。先ほどの報告のとおりです。

長野推進委員

申請番号3番です。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いいたします。

(質問、意見等なし)

別になれば、採決いたします。

「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

賛成全員です。

よって、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

議案書は18ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,244㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は米7俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

J Aの安芸集出荷場の東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 2 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地 2 筆で、登記地目は田で、面積は 2,213㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10アール当たり米 6 俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21 ページに地図がございました。

僧津集落の北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 3 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 1 筆で、登記地目は田で、面積は 1,282㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10アール当たり米 5 俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページに地図がございました。

高台寺の県職員住宅の東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 4 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 3 筆で、地目は田で、面積は 2,509㎡です。

野菜を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 32,640 円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページに地図がございました。

山田橋の西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号 5 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 1 筆で、地目は田で、面積は全体 3,385㎡のうち 2,090㎡です。

ナスを栽培する予定で、貸借期間は 15 年間で、賃借料は、10アール当たり米 6.5 俵代の条件、新規設定する計画です。

現地の写真をお配りします。ご確認ください。

所在地につきましては、23ページに地図がございます。

沢ノ平橋の西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番と2番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に、申請番号3番から5番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員に、確認していただいております。説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番と2番は入交大輔委員、3番から5番は大久保暢夫委員、お願いします。

入交推進委員 申請番号1番と2番です。3月13日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

3番大久保委員 3番から5番です。3月9日に現地を確認してきました。先ほどの説明どおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

14番小松豊喜委員 ちょっと構いませんか。

1番、議案書は米7俵代とあるが、調査書5.6俵とあるんですが。

事務局（北村） 今回の貸付けの条件、米7俵が、1,244㎡分ですので。それを割り戻すと、5.6俵になるということで、記載しています。
（質問、意見等なし）

議長 他にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 全員賛成です。

よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」を議題とします。

申請番号1番については、取下げの申し出があっておりますので、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」説明いたします。

議案書は24ページになります。

農地中間管理事業法19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

はじめに、「一括方式による利用権設定」についてご説明します。

これまで、まず「貸し手から農業公社への貸し借り」を利用集積計画にて行い、次に「農業公社から借り手への貸し借り」を利用配分計画にて行うという、2段階で行っていましたが、これを利用集積計画のみで3者一括で行うことができる制度です。

なお、一括方式を行うためには、利用配分計画の際に行っていた県農業公社と県知事との協議などを事前に行っておく必要があります。今回の申請には県知事と協議が整った旨の書面が添付されております。

なお、農業公社からは、「今後は、基本的にこの一括方式での手続きを行うことを考えている」とお聞きしています。

それでは、今回の案件について説明いたします。

申請番号1番については、議案発送後に農業公社から取下げの申し出がありました。

この案件は、貸付人、借受人、転借人が議案書に記載どおり、僧津の2筆を、農業公社を通して3者間による貸借を行う計画でした。

しかしながら、転借人から「既設ハウスの修繕費の見積りを徴収した結果、想定以上に高額となったため、今回の貸借は取りやめたい」との申し出があったため、農業公社から計画の取下げの申し出がありました。

このため、申請番号1番の案件は、審議を行わないということをご了承いただきたいという説明となります。

説明は、以上です。

議長

ただいまの申請番号1番について、質問、意見がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、了解いただきたいと思います。

続きまして、申請番号2番について事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

次に、申請番号2番について説明します。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で、地目は田で、面積は

2,475㎡です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしておりますして、貸借期間は15年間で、賃借料は10アール当たり7万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページに地図がございます。

岩崎弥太郎生家の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長
3番大久保委員

現地確認委員の報告を大久保暢夫委員、お願いします。

3月9日に現地を確認してきました。先ほど説明どおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないようですので、採決いたします。

申請番号2番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号2番は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「報告第7号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事 務 局 (北村)

「報告第7号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」説明いたします。

議案書は、26ページになります。

届出番号1番です。

貸付人、転借人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり黒鳥の農地2筆で、地目は田で、面積は3,745㎡です。

水稻を作付する予定で、貸借期間は約10年間で、賃借料は10アール当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。

この件につきましては、1月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることを

ご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、高知県知事から転借人が決定したことの通知が３月６日に届きましたので、報告するものです。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第７号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第８号、農地法改正に伴う下限面積に代わる別段の面積の告示の廃止について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村） 「議案第８号、農地法改正に伴う下限面積に代わる別段の面積の告示の廃止について」説明いたします。

議案書は、２７ページをお開きください。

それと、表紙に「別紙資料」と書かれた綴り、こちらの１ページをご覧ください。

議案の内容につきましては、農地法第３条が令和５年４月１日に改正され、許可要件の１つ、取得後の経営面積の下限面積要件が廃止となります。このことに伴いまして、別紙資料の２ページにあります「平成２２年の下限面積に代わる別段の面積の告示（安芸市農業委員会告示第１号）」を廃止するものです。

議決をいただきましたら、別紙資料の１ページの案文を告示して廃止を行います。

説明は、以上です。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないようですので、採決いたします。

「議案第８号、農地法改正に伴う下限面積に代わる別段の面積の告示の廃止について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第８号、農地法改正に伴う下限面積に代わる別段の面積の告示の廃止について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第９号、安芸市農業委員会の所管に係る安芸市個人情報保護条例施行規程の廃止について」

を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村）

「議案第9号、安芸市農業委員会の所管に係る安芸市個人情報保護条例施行規程の廃止について」説明いたします。

議案書は、28ページをお開きください。

それと、「別紙資料」と書かれた綴りの3ページをご覧ください。

議案の内容につきましては、これまでの個人情報の取扱い、安芸市の場合であれば、安芸市個人情報保護条例というように、各市町村が条例で定めることとされており、農業委員会はその条例の取扱いに準じる規程を定めていました。

しかしながら、令和5年4月1日から個人情報保護法を国が定め、全国一律にこれに基づき取り扱うこととなりました。

これに伴い、安芸市個人情報保護条例が廃止されるため、農業委員会の定めた規程も廃止するものです。

議決をいただきましたら、別紙資料の3ページの案文を告示して規程を廃止します。

説明は、以上です。

議長

それでは審議をお願いします。

5番 千光士委員

国が法律を定めるので、地方はいらないということ。何かねらいがあるがじゃないか。

事務局（北村）

個人情報の取扱いについて、標準的なものがあり、それに基づいて安芸市も条例を定めていました。条例の方がまちまちのところがあった関係で、国が一律の法律を定めるという流れで変わってきたものと聞いています。

事務局長

取扱いが全国一律になったということでございます。

（質問、意見等なし）

議長

他にないようですので、採決いたします。

「議案第9号、安芸市農業委員会の所管に係る安芸市個人情報保護条例施行規程の廃止について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

全員賛成です。

よって、「議案第9号、安芸市農業委員会の所管に係る安芸市個人情報保護条例施行規程の廃止について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第10号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とし、事務局が説明いた

します。

事務局（北村）

「議案第10号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。

議案書は、29、30ページになります。

最適化活動の目標の設定等については、令和4年2月に農林水産省から通知があり、令和4年度から毎年3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、県知事に報告することとされております。

それでは、内容を説明いたします。

29ページの左側をご覧ください。

1. 農業委員会の状況です。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の人数は、記載のとおりです。

次に、農家・農地等の概要は、農家数や従事者数、認定農業者、耕地面積などの数値について、国の統計調査や市の集計に基づいた数字を入れております。

次に右側の表をご覧ください。

2. 最適化活動の目標です。

まず、（1）農地の集積です。

全体の農地面積に対する、認定農業者などの担い手への農地の利用集約の現在の比率は「63.2%」となっております。

令和2年に安芸市農業委員会が策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」では、現状「57%」でしたので、それと比較しますと約6%の増となっております。

全体の農地面積が減少し、一方で担い手への集積面積が増えた関係で、数値が増えております。

今年度末の数値は、微増の「64%」としました。

なお、高知県全体の目標値は、令和13年におおむね「58%」となっております。

次に、（2）の遊休農地の解消です。

現状の1号遊休農地が、「12ヘクタール」です。そのうち「5分の1の解消」が目標となりますので、「2ヘクタール」となります。

次に、（3）の新規参入の促進です。

過去3か年の新規参入者は、「5名から10名」となっております。

一方で、権利移動面積は過去3か年、「おおむね25ヘクタール」です。

このうち、1割の「2.5ヘクタール」が新規参入者への貸付け等の目標値となります。

次に、その下、2の最適化の活動目標です。

まず、(1)の推進委員等が最適化活動を行う数値目標ですが、月の最低ラインが「8日」でして、「8日」を目標値としています。

次に、(2)活動月間の設定です。

各委員が行う最適化活動とは別に、各農業委員会として集中的に取り組むを行う月を「3か月」以上設けて取り組むこととされております。

項目としては、「遊休農地の解消」、「農地の集積」、「新規参入の促進」の3項目となっています。

今後取り組みについては、委員会で話し合いながら取り組むことになると思われますので、現時点ではおおむねの時期を、8月、10月、12月ごろと記載しています。

以上が、主な内容となります。

なお、本日決定いただきましたら、ホームページに公表し、高知県に報告いたします。

この間、もし修正が必要になる場合がありますら、昨年と同様に、大きな変更が無ければ、事務局において変更したものを会長に見ていただき訂正し、その結果を次の定例会に報告することについて、ご了承いただきたいと思います。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないので、採決いたします。

「議案第10号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第10号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案どおり決定いたしました。

なお、公表までの間に県などから訂正を求められた場合、内容が軽微なものについては訂正の確認を私に一任いただき、後日委員会に報告する形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局（北村）

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

まず、「次回の定例会の予定」です。

本日、令和5年度の申請締切日と定例会開催日の予定を配布いたしました。

次回、4月の定例会は、4月25日、火曜日の予定です。よろしくお願いします。

次に、2点目は、「4月に改正される農地法第3条の申請の審査」についてです。

2月の定例会においてご意見をいただいておりますが、農地法第3条の許可要件から下限面積が廃止されることにより、農地を持っていなかった方が新たに農地を取得しようという申請があった場合の審査についてです。

委員の方からは、急に意見を求められても十分な検討はできないので、次の定例会でも同じテーマで話し合っただろうかとの意見をいただいておりますので、先月に引き続き検討を行っていきたいと思います。時間が長くなって申し訳ないのですが。

まず、事前に配らせていただいた「耕作計画書」についてです。

申請書に付けて提出いただく耕作計画書の記載例を、議案書と同じ便で郵送いたしました。

新規就農の方は、こちらの方に「取得の理由」など、取得後の耕作について具体的に記載して提出いただきます。

現地調査していただく委員の方にも、新規就農の方については、事前に耕作計画書を見ていただいて、現地調査を行っていただくとはどうかと考えています。

こちらに目的とかを明らかに記載されていない方については、権利取得後の耕作について十分な説明ができていないという判断にもなるのではないかとということもあります。そういうことも踏まえて、新規の方が出てきた場合は審査していただくというふうに考えています。

1点目は、「耕作計画書」を提出いただいて、それも踏まえて審査いただくということです。

もう1点、「農地法違反を行った場合の罰則」について。

仮に許可を行った後に、耕作を行わなかったり、農地以外の用途に無断転用した場合にはどうなるか、質問がありました。

今日、資料を配布させていただきました。

「違反転用に対する措置」というものと、国のホームページで事例（長期未是正案件の解消事例等について）が載っておりましたので、参考に配らせていただきました。

許可を取った後に、耕作しなかったり、農地以外の用途に無断転用した場合の対応について。

まず、この対応について、前回のご意見いただいたとおり、許可のあった農地について、売買後の状況を把握しておき、農地法違反に当たるような状況になった場合は、委員会に報告し、協議していく必要があります。

このため、日頃の農地パトロールにおいて、現況把握に留意しておいていただく必要があります。

現況把握に努めていたにもかかわらず、農地法違反の状態となった場合の措置について、本日配布させていただいた資料に流れが書いてあります。

右側が、対応の流れになります。

まず、農地パトロールや通報により、「違反転用が発見」された状況から始まります。

次に、その事案について、「委員会で調査、協議」を行い、「是正の指導」を行うとともに「県知事に報告」します。

柿色でマーカーした部分が、農業委員会ができる対応となります。

赤色でマーカーした部分は、都道府県の方で行うかどうかを考えるということになります。

県知事が必要であると考えれば、「是正の指導、勧告」、さらなる措置が必要と考えれば、「工事の中止や原状回復命令」も行うことができるということになっています。

さらに、緊急に措置することが必要と判断すれば、「行政代執行」も行うことができると法律には書かれています。

これが、資料の図の真ん中の縦の対応になります。

全国には、いろいろな事例があるようでして。

もう1つの資料（長期未是正案件の解消事例等について）の方では、なかなか解消されなかったものが何かの契機で原状回復まで至ったというような事例がいくつか出ています。

最後に、「罰則の適応」です。

罰則の内容は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、ただし法人の場合は1億円以下の罰金と定められています。

その手続きとしては、違反者を刑事告発し、それを検察が審査し、起訴・不起訴の判断をします。起訴した場合、裁判が行われて、その中で罰則が適用されるかが決まるよ

うになります。

資料の最後の方に事例が載っていますが、なかなかここまでいくケースはないかと思います。

前回の委員会で聞かれた、違反転用に対して行われる措置については、こういったものになるかと思われます。

事務局からは、以上です。

5 番 千光士委員
事務局（北村）

耕作者がいなくて、申請もできない農地はどうなる。

所有者に何とかしてくださいということ saying していくことになります。新しい人に譲って、その方が耕作していけば解消になります。

5 番 千光士委員
事務局（北村）

作り手がおらん。

中間管理機構に預けられる制度はできているが、なかなかそういったケースは預かってくれませんので。

事務局長

地域計画というものを今後作っていくので、その中で担い手がいらない土地をどうするか。受けてもらうところをつくらんといかんというような話し合いを地域で行っていただくということになります。

農業委員、推進委員の皆さまにも関わっていただくことになります。

大野推進委員

中間管理機構とかで、保全するしくみをつくっていかないと。経営の状態で、現状維持していくことさえ難しい場合がある。

事務局長

なかなか難しいことで。結局は、市町村の方に帰ってくることになるのではないかな。

14 番小松豊喜委員
事務局長

人に貸したくない、売りたいくないという場合もある。

なかなか難しい。

大野推進委員

今は、所有者がようよう保全をやっていきゆう。稲を植えたり。保全するしくみをつくっていかないと。

5 番 千光士委員
事務局長

そういった話し合いをしていかんといかん。

だいぶ的が絞れてきたようですが。

事務局（北村）

話がそれますが、マスクの着用、今後どうしましょうか。これからは、個別の判断ということになろうかと思いますが。委員会の方はどうしましょうか。

5 番 千光士委員

個別の判断にまかしたらえいやか。

（「個人の判断にまかしたら」との声あり）

事務局（北村）

次の回からは、それぞれ判断いただくということをお願いします。

議 長

以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年4月25日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員